

平成 29 年 4 月 19 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

消費税法 理論サブノート  
税法の改正に伴う修正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に修正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2017 年 税理士試験受験対策シリーズ

消費税法 理論サブノート（平成 28 年 8 月 30 日第 16 版発行）

ISBN978-4-86486-388-9

訂正内容

訂正頁・行	訂正箇所
P60	問題 5-1 本文〔1〕(1)②(ハ) 変更前 <u>及び変更後</u> の納税地の所轄税務署長に～ ↓削除 変更前の納税地の所轄税務署長に～
P60	問題 5-1 本文〔1〕(1)②(ニ) 変更前 <u>及び変更後</u> の納税地の所轄税務署長に～ ↓削除 変更前の納税地の所轄税務署長に～
P61	問題 5-1 本文〔1〕(5) その異動前 <u>及び異動後</u> の納税地の所轄税務署長に～ ↓削除 その異動前の納税地の所轄税務署長に～

P99	問題 8-1 本文 〔6〕の下に下記〔7〕を貼り付けてご使用ください。
-----	--

〔7〕 災害等による期限延長に係る適用除外

(法42の2) ★

国税通則法の規定による災害等による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限とその中間申告書に係る課税期間の確定申告書の提出期限が同一の日となる場合は、その中間申告書を提出する必要はない。